

第十四章 調査会

国
の
第
五
四
条

三二〇 調査会は、議院の議決により設置し、調査会の名称、調査事項及び委員の数は、その設置の議決で定める

調査会は、国政の基本的事項に関し、長期的かつ総合的な調査を行うため、議院の議決により設置し、調査会の名称、調査事項及び委員の数は、その設置の際の議決で定める。

○調査会の設置及び運営基準に関する議院運営委員会決定

第一百四回国会議院運営委員会（昭和六十一年五月二十二日）

当面設置する調査会の数は三とする。

調査会は、国政の基本的事項について、その対策樹立に資するため、専ら長期的、総合的調査を行うものとする。

調査会の種類は、通常選挙ごとに見直すものとする。

参照 三号、四号、七号、諸表四

国第五
規第二
の八〇
二四
〇条
条

三二二 調査会の存続期間

調査会は、通常選挙の後最初に召集される国会において設置し、議員の半数の任期満了の日まで存続する。

参照 五号

国第五
の三五
三四
〇条

三二二 調査会委員は、各会派の所属議員数の比率により各会派に 割り当て、議院の会議において選任する

調査会の委員は、議院運営委員会理事会において、調査会設置当日の各会派所属議員数の比率により各会派に割り当て、各会派の申出に基づき、議院の会議において選任する。

参照 九号、一〇号、一一号

三二三 調査会長は、調査会の議事を整理し、秩序を保持するとともに調査会を代表する

調査会長は、調査会の議事を整理し、秩序を保持するとともに調査会を代表する。

参照 一三号

三二四 調査会長は、調査会においてその委員が互選する
調査会長の互選は、調査会設置の当日に行うのを例とする

調査会長は、調査会においてその委員が互選する。

調査会長の互選は、調査会設置の当日に行うのを例とする。

○調査会の設置及び運営基準に関する議院運営委員会決定

第百四回国会議院運営委員会（昭和六十一年五月二十二日）

調査会長の在任期間については、調査会の性格を十分配慮するものとする。また、常任委員長、特別委員長と同格とする。

参照 一六号―二二号、三一号、諸表四

三二五 調査会長の辞任は、調査会が許可する

規第八〇条
の八
(規第八〇条)

調査会長が辞任しようとするときは、文書で理事にその旨を申し出、理事は調査会に諮ってこれを許可する。

参照 一二二号、二五号、三二六号

三二六 調査会長の辞任を許可したときは、引き続きその補欠選任を行うのを例とする

調査会において、調査会長の辞任を許可したときは、当日の調査会において引き続きその補欠選任を行うのを例とする。

参照 一三三号、三三四号、三三五号

三二七

調査会の理事は、議院運営委員会理事会において定めた理事の数及び各会派に対する割当てに基づき、調査会において選任するのを例とする。

調査会の理事は、あらかじめ議院運営委員会理事会において定めた理事の数及び各会派に対する割当てに基づき、調査会において選任するのを例とする。

○調査会の理事の選任基準に関する議院運営委員会理事会決定

第百四回国会議院運営委員会理事会（昭和六十一年五月二十二日）

調査会の理事は、院内交渉会派に対しては少なくとも一人を割り当てるものとする。

参照 二七号—三五号

国第五
四の四
条第一

国第五
四の二
条第一

国第五
四の二
条第二

国第五
四の二
条第三

国第五
四の二
条第四

国第五
四の二
条第五

国第五
四の二
条第六

国第五
四の二
条第七

国第五
四の二
条第八

国第五
四の二
条第九

国第五
四の二
条第十

国第五
四の二
条第十一

国第五
四の二
条第十二

国第五
四の二
条第十三

国第五
四の二
条第十四

国第五
四の二
条第十五

国第五
四の二
条第十六

国第五
四の二
条第十七

国第五
四の二
条第十八

三二八 調査事項の調査の方法

調査会が調査を行うに当たっては、理事会において具体的な調査項目を選定し、関係政府当局から説明を聴き、必要に応じ公聴会を開催し、参考人から意見を聴き、質疑を行い、内閣、官公署その他に対し報告又は記録の提出を求め、委員相互間の自由討議を行い、委員を派遣する等の方法により調査するのを例とする。

○調査会の設置及び運営基準に関する議院運営委員会決定

第四百四回国会議院運営委員会（昭和六十一年五月二十二日）

具体的な調査項目の選定は、当該理事会の協議による。

調査に当たっては、公聴会の開催、参考人からの意見聴取、委員派遣による現地調査及び委員相互間の自由討議を積極的に行い、小委員会制度を活用する。

なお、政府側の出席は、必要に応じて求めるものとする。

調査会は、継続調査の議決を経た上で閉会中も活動するものとする。

参照 一一七号

規第八〇条
の八
(規第三五条)

國第五四條
の四
(國第五一條)
規第八〇條
の三
(規第六二條)

三二九 調査会は、調査事項の調査等のため、必要に応じ、調査会

長の発議又は委員の動議により小委員会を設ける

小委員会は、調査会が調査事項の調査等のため、必要に応じ、調査会長の発議又は委員の動議によりこれを設ける。

参照 一九九号—二一九号

三三〇 調査会において公聴会を開くことを決定したときは、公聴

会開会承認要求書を議長に提出する

調査会が調査事項の調査のため公聴会を開くことを決定したときは、調査会長は、調査事項、問題及び開会の日を記載した公聴会開会承認要求書を作成し、これを議長に提出してその承認を求める。

参照 二二〇号—二二七号、諸表一八

規第八〇条
の八
(規第三六条)

三三二 調査会は、委員会又は他の調査会と協議して連合審査会を開くことができる。

調査会は、委員会又は他の調査会と協議して連合審査会を開くことができる定めである。

参照 二二九号—二四二号、二四五号、二四六号

國第五四條
の四
(國第七一條
第七二條)

三三二 國務大臣等の出席要求は、調査会長から直接これを行うのを例とする。

内閣総理大臣その他の國務大臣並びに内閣官房副長官、副大臣及び大臣政務官並びに政府特別補佐人の出席要求は、成規の手續を省略して、調査会長から直接これを行うのを例とする。

参照 二四七号—二四九号、二五一号

三三三三 政府参考人の出席要求は、調査会において議決し、調査会

長からこれを行う

調査会は、行政に関する細目的又は技術的事項について調査を行う場合において、必要があると認めるときは、政府参考人の出席を求め、その説明を聴く。

政府参考人の出席要求は、調査会において議決し、調査会長からこれを行う。

参照 二五〇号

三三四 参考人の出席を求めるとは、参考人出席要求書を議長に提

出する

調査のため参考人の出席を求めるとは、調査会において、参考人の氏名、意見を求める事項及び出席を求めるとの日時を決定し、調査会長からこれらを記載した参考人出席要求書を議長に提出し、議長は文書をもつて参考人に出席を求める。

なお、国が資本金の二分の一以上を出資している法人及び議院に出頭する証人等の旅費及び日当に関

する法律第一条ただし書第三号の規定に基づき両議院の議長が協議して定める法人（地方公共団体を除く。）の役職員を参考人として出席を求めるには、調査会においてその旨の決定を行い、議長を経ずに調査会長から直接これを行うのを例とする。

参照 二七三号―二七七号

規第八〇条
の八〇
（規第八〇条
の二）

三三五 委員を派遣するには、委員派遣承認要求書を議長に提出す

る

調査会は、議長の承認を得て、調査のため委員を派遣することができる定めである。

委員を派遣するには、調査会において派遣の目的を定め委員を派遣することを決定した後、派遣委員、派遣地及び派遣期間の決定を調査会長に一任するのを例とする。

調査会長は、これに基づいて委員派遣承認要求書を作成し、これを議長に提出する。

議長の承認を得た後、これを変更しようとするときは、委員派遣変更承認要求書を議長に提出する。

参照 二七八号、二七九号、二八一号

国第五〇四條

（国第一〇四條）

規第八〇條

（規第一〇四條）

三三六 報告又は記録の提出要求に関する例

調査会が、調査のため、内閣、官公署（地方公共団体を除く。以下同じ。）に対し報告又は記録の提出を求めるには、理事会の決定により要求する場合は調査会において委員の要求がありこれに別段異議もない場合には、成規の手続を省略して、調査会長から直接これを行うのを例とする。

（注）国が資本金の二分の一以上を出資している法人及び議院に出頭する証人等の旅費及び日当に関する法律第一條ただし書第三号の規定に基づき両議院の議長が協議して定める法人（地方公共団体を除く。）に対する報告又は記録の提出要求については、内閣、官公署に準ずる取扱いである。

参照 二八二号、三二八号

三三七 調査会は、法律案を提出することができる

調査会は、その調査事項に関し、法律案を提出することができる。

参照 五八号、五九号、一五二号、一五三号、諸表六

国第五〇四條

（国第一〇四條）

規第八〇條

（規第一〇四條）

規第八〇條

（規第一〇四條）

（規第五〇條）

規
第
八
〇
条
の
六

三三八 調査会は、調査事項に関し、法律案の委員会提出を勧告するときは、勧告の趣旨及び内容を記載した文書を議長に提出する

調査会は、調査事項に関し、法律案の委員会提出を勧告することができるが、勧告に当たっては、調査会長は、勧告の趣旨及び内容を記載した文書を議長に提出しなければならない定めである。

参照 一六七号

規
第
八
〇
条
の
四

三三九 調査会は、調査事項について、調査の経過及び結果を記載した報告書を議長に提出する

調査会は、調査事項について、調査の経過及び結果を記載した報告書を作成し、調査会長から議長に提出するものとする。

なお、調査会は、毎年、調査に関する中間報告書を作成し、調査会長から議長に提出するのを例とする。

○調査会の設置及び運営基準に関する議院運営委員会決定

第一百四回国會議院運営委員会（昭和六十一年五月二十二日）

調査会は、毎年、調査に関する中間報告書を議長に提出し、公表するものとする。

第一百四回国會議院運営委員会议事会（昭和六十一年五月二十二日）

調査会における報告書の作成に当たっては、各会派の合意によるものとする。各会派の意見が一致しないときは、併記するものとする。

参照 二八八号—二九一号、諸表二一

三四〇 調査会長は、調査の経過及び結果を議院に報告するときは、
文書をもって議長に申し出る

調査会長は、調査の経過及び結果を議院に報告することができる定めであるが、この場合調査会長は、
文書をもって議長に申し出る。

参照 二九四号、諸表二一

三三一 調査会の運営は、法律及び規則の定めによるほか、委員会

の例による

調査会の運営は、法律及び規則の定めによるほか、委員会の運営に準ずるのを例とする。